

出廷陳述、会計参与など 新たな業務でいかに無償独占の 職責を果たしていくか

宮口定雄 氏 日本税理士会連合会専務理事

税理士法改正により税理士に出廷陳述権が与えられた。税理士法人も増加している。それらの変化を受け、日本税理士会連合会はいかにして会員の資質向上を図っているのか。税理士の将来像と併せて専務理事・宮口定雄氏にうかがった。

税理士法改正の影響

はじめに平成13年の税理士法改正の影響についてうかがいたいと思います。

宮口 税理士法改正は、社会環境も経済環境も近年大きく変化しているとの認識の下、納税者の利便の向上に資するという観点から、国民の求める税理士制度にするために行われたものです。その目

玉のひとつが税理士の法人化(7頁・資料2参照)でしたが、既に800社を超える法人が生まれています。税理士法人は無責任社員で構成するということで、構成社員に無限責任が及んでいくかたちとなっています。その重い責任を負いながら、これだけ多くの税理士法人が誕生するという事は、事前に予想されなかったことではないでしょうか。法人化のメリットのうち、どのあたりが評価されたのか、それは日本税理士会連合会(以下、日税連)で現在分析

中です。

法人の社員税理士¹の立場にかかる課題について、どのようなことをお考えですか。

宮口 社員は法人のメリットを享受する立場にあるわけですから、その反対給付的なことはもろもろ出てくるでしょう。法制度上の課題としては、福利厚生事業や教育情報活動を行う税理士協同組合²という組織がありますが、中小企業協同組合法³との関係で、これに社員税理士は入ることができません。事業者でなければ構成員になれないことから、今後、その課題が浮上してくるのではないかと思います。

法人化については一部に、寡占化につながるとの意見があったようです。

宮口 私は、税理士の業務について、寡占化すれば有利に働くものではないと思っています。税理士法人はあ

くまでも税を公平に負担してもらうための職業集団です。依頼者にしてみれば、税理士法人に頼めば納税額が安くなるというわけではありません。

法改正により、補佐人として弁護士と共に裁判所に出頭して、陳述できることになりました(6頁・資料1参照)。

宮口 納税者が税務行政の処分不服があるときは、まず原処分庁に異議申立をする。その異議決定に不服があるときは、国税不服審判所⁴に審査請求をする。さらに、その審査決定に不服があるときは裁判所に提訴する。そのような流れがあるのですが、税理士が一貫して関与することはできませんでした。訴訟になったとき、当該事案に最も精通している税務の専門家である税理士が裁判所に出庭することができないことは納税者の不利益になる、との観点から、その改善を求めたわけですが、その際、われわれは訴訟代理権限までは望まず、裁判所の許可なくして、代理人たる弁護士と共に出庭して陳述する権利を認めさせていただきたいと要望して、その通り認められたということです。税理士は、法律の専門家の部分と会計の専門家の部分とをミックスして持っていますが、そのうち法律の専門家としての自覚を改めて促すひとつの大きな要素となって、会員の意識改革を促進し、さらなる自己研鑽を図る契機になるものと期待しています。

税理士のスキルアップのため、外部の教育機関とは連携されていますか。

宮口 私が所属する近畿税理士会について言えば、立命館大学とタイアップして、同大のカリキュラムに出席陳述権の講義を入れていただきました。現に、商法、民法、民事訴訟法などを研究する税理士が毎年増えています。そのような意味でも、やはり価値のある改革だったと

理解しています。

ADRにおける役割

法律専門職の活用という文脈で議論されたADRという手法についてはどのようにとらえていますか。

宮口 日税連としては、ADRへの参入を特に強く求めたり、弁護士法との絡みで、規制を緩めてもらったりといった要求はしませんでした。というのは、われわれの職域で、それを活用する状況が明確に想定しにくかったことにあります。官民間で租税法令の適用について紛争が生じたときは、異議申立、国税不服審判所、訴訟という流れがあります。その中で税理士は、「国税不服審判では、国税通則法により不服申立の代理人になることができる」とされており、裁判については出廷陳述権が与えられました。そこで、ADRの対象となる紛争で考えられるケースは、納税者と税理士、税理士と税理士ということになりますが、この種の紛争については税理士法の規定に基づいて各税理士会が主宰する紛議調停委員会が既にあります。民間関係で納税者と納税者の争いということもあり得るかもしれませんが、そうするとやはり弁護士の仕事ではないか。そのように税の紛争にどのようなケースがあるのか分析していくと、既存の仕組みをフルに活かせば、ほぼクリアできることになります。というより、既に法で認められたADR機関があるようなものだということです。それでも、民間関係の中には税の専門家として関与すべきADRがあり得るだろうという想定の下で、今回の司法制度改革の議論に参加したのですが、結果的には、指名4士業には入りませんでした。ただ、司法制度改革推進本部の決定でも、「ADR

法の施行後、手続実施者としての実績が認められた将来において改めて検討する」というかたちで記述され、さらに、「税理士などの専門的知見を租税に関連する民事紛争において活用するなどの寄与を求める」と言及されました。

税理士が租税などの知識を提供するかたちで、他の法律専門職の主宰するADRに協力する機会があるということですね。

宮口 4士業が代理することになったADRでも、当然われわれの専門領域の問題が絡んでくる可能性があります。われわれは、そのときアドバイザー、もしくは後見的なかたちで関与する。そのようなかたちでスタートするととらえています。今後、ADRという手法が定着してくれば、財産の相続や贈与、租税に絡む紛争が少なからずあるはず。そこでわれわれの専門的知見を活かせる。そのような認識からスタンバイしている。調整する必要があるれば、いつでも、お手伝いする用意はある。そのようにご理解いただければ、と思います。

税理士の研修事業

次に、研修についてうかがいたいと思います。

宮口 さまざまな研修を行っていますが、研修を提供する主体で分ければ、日税連、全国15カ所にある単位会、さらに小さい単位として496カ所の支部があります。日税連の研修は、理論的な知識の提供を受け持ち、単位会、支部と、現場に近い組織ほど実務に則した研修を行う。大まかにはそのようなことを基本に考えています。

日税連が担当する具体的な研修にはどのようなものがあるのでしょうか。

1 社員税理士：税理士法人を設立した税理士。

2 税理士協同組合：税理士会会員が、税理士としての職責を完遂し、常に安定した経済基盤と充実した福利厚生業務環境を得ることができるようにするための組織。組合員および賛助会員のために必要な共同事業を行い、組合員および賛助会員の自主的な活動を促進するとともに、経済的地位の確立および経営の近代化を図ることを目的としている。

3 中小企業共同組合法：昭和24年6月1日公布。同年7月1日施行。中小規模の

商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づいて、協同して事業を行うために必要な組織について定める。

4 国税不服審判所：昭和45年5月に国税庁の附属機関(現在は特別機関)として設置された。国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関から分離された別個の機関として、国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求について判決を行い、納税者の正当な権利利益の救済を図る機関。

宮口 大きいものが、新入会員の登録時研修です。もう一つが全国統一研修会なのですが、これは日税連が企画立案をして、実施については各单位会にお願いしているかたちのものです。また最近、全国の税理士が統一レベルで対応できるよう、マルチメディア研修に取り組んでいます。これは、日税連が直接会員に提供するためインターネットやVTR、CD-ROMを活用しようというものです。改正税理士法第39条の2に会員の研修受講努力規定が、また第49条の2には、税理士会会則の絶対記載事項として「会員の研修に関する規定」が追加され、会員は自己研鑽のみならず、税理士会の研修で資質の向上に努める努力義務が課されています。日税連としては最低でも会員1人当たり年間36時間の研修を受けていただくと考えていますが、日税連、単位会、支部、それぞれ提供する研修を各支部で受けるとすれば、累計で100時間以上になると思います。

受講率を向上させる方策についてどのようなことをお考えなのでしょうか。

宮口 日税連の検討課題のひとつに電子申告への対応があり、その中で日税連電子認証局を立ち上げ、会員用のICカード⁵の仕組みを導入しました。既に6割を超える会員が取得していますが、そのICカードを研修を受けたことを確認するツールとして利用できないか検討しているところです。

法律専門職団体の中には、研修などによる能力担保措置によって資格内資格のようなかたちを志向されるところがあります。そのようなお考えはありますか。

宮口 税理士業界は6万8,000人を超える会員を抱えています。率直に言って、税理士になると、既にさまざまな色が付いていますから、さらに色分けする

ことは避けているというのが現状です。弁護士は事件があって初めて顧客にかかわることがありますが、それとは違い、税理士は顧客である納税者と長年にわたって接する仕事です。自主的に研鑽を積むことによって顧客が付いてくる。そのような性格の仕事ですから、研修を受けない税理士を日税連がわざわざ色分けする必要はないと考えています。

商法改正に伴う会社法制の現代化で、会社の取締役・執行役と共同で、計算書類を作成することが認められる会計参与⁶というシステムが提案され、その資格者として税理士と公認会計士が認められる運びとなりそうですが、その対応は。

宮口 企業の信用を測るとき、公認会計士のように外部から証明するほかに、内部から計算書類の適性を担保してもよいのではないかと、そういった発想で、会計参与制度は構想されています。今後、会計参与は税理士の職域としてかなり拡大していくと思います。この制度は、資格内資格と申しますが、一定の研修を受けた税理士にだけに与えるということであれば、制度づくりはむしろ簡単だったかもしれません。今回は、そうではなく、税理士全員が参加できるシステムとして適したかたちが考えられました。税理士がその業務を行うときには、税理士法や租税実務を知っておいていただかなければならないでしょう。法人税法や相続税法のほか、少なくとも国税、地方税についての方向性など全体の流れを理解していただきたい。さらにそのもととなっている憲法、さらに民法や商法も知っておく必要があります。税理士会会員に対しては、そのようなところに焦点を当て、会員には登録時ならびに登録後における研修を、ほとんど義務研修に近いかたちで受講をお願いしています。会計

参与制度によって税理士により会計の専門家の部分が出てくることとなりました。今後、申告の大前提としての会計をより重視する傾向が強まってくると思います。

税理士制度の国際化

今後の土業のあり方についてうかがいたいと思います。会計専門職大学院が増えてきていますが、公認会計士との関係についてはどのようにお考えですか。

宮口 税理士法に、「公認会計士は税理士になれる」という規定があり、これを先の改正で、登録すればなれる、という規定に変えていただいたわけですが、それでも、登録すれば税理士になれる公認会計士が、毎年3,000人ずつ増える時代がやってくるわけです。数を決めるに当たって、企業や官庁で働くようなかたちを想定して、3,000人という数字を出された経緯があると聞いていますが、公認会計士が増えることが税理士の世界に大きな影響を及ぼす可能性があるかと考えています。われわれとしては、より一層の研鑽が求められます。

法律専門職を整理統合してはどうか、との意見があります。

宮口 WTO(世界貿易機関)によるサービス貿易の自由化の各種土業の資格の相互乗り入れもそれに近いものだと思います。大切なことは、利用者が何を求めるかということです。ロイヤーで統一して、その中で専門性を打ち出すのも一つの方法でしょうが、それを国民の利便性にかなう仕組みにするのであれば、十分に時間をかけ、「ロイヤー」とは何か、そこから徹底的に議論すべきではないでしょうか。一言えるのは、よし悪しは別として、これまで日本の隣接法律専門職が官の再就職先として機能した面が

5 会員用のICカード： 税理士法第2条に定める事務、自己の租税にかかる行政機関への申告、申請、届出等(ただし、加入者証明書に記載する氏名が旧姓の場合を除く)、日税連または税理士会への申請・届出等の事務を電子的に行う場合に使用。

6 会計参与：株主総会で選任され、会計に関する専門的知識を有する者として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、その計算書類を取締役・執行役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示することをその職務とす

る株式会社の機関。公認会計士(監査法人含む)・税理士(税理士法人含む)でなくてはならず、任期・報酬等は取締役と同様の規律に従い、その責任は社外取締役と同様。その選任は業種・規模を問わず任意に行うことができる。

7 AOTCA[Asia-Oceania Tax Consultant's Association]: アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会。平成4年11月に日本税理士会連合会の主導の下に設立された。

あります。今後、民の制度としてどう育てていくのか、そういう課題が与えられているということでしょう。

税理士制度がある国は日本のほか、ドイツや韓国など限られているようですね。

宮口 諸外国はほとんど弁護士、公認会計士が「税務業務」を行っています。専門家が納税者と税務行政の間に立って納税するシステムがありません。しかし、国際的な動きとして、アジア・オセアニア地区の租税制度に税理士という専門職を取り込んでいこうという動きが起きています。先日、パキスタンのカラチで、その動きの一つの「形」である、税に関するコンサルタント業の国際的な団体 / AOTCA (Asia-Oceania Tax Consultant's Association) 7 定時総会があり、日税連の森金次郎会長が今年1月にその会長に就任することが決まりました。その定時総会では、アジア各国の方々に日本の税理士制度についてレクチャーしたのですが、皆さん大変熱心でした。日本の経済発展において税理士が果たしてきた役割に対して、ほとんど憧憬とも言えるような関心を持たれるようで、「わが国にも導入したい」と言われるのです。今日、何かにつけグローバル化ということが言われますが、すべて欧米に倣うばかりでなく、これまで培ってきた独自の制度をもって日本がリーダーシップを発揮するかたちでも進められるのではないかと、われわれはそのような思いを持っています。

国内に目を向けますと、三位一体の改革という国の骨格にかかわる改革が始まり、いよいよ財政再建が待たなしに進められようとしています。その中で、租税の専門家である税理士への期待が高まっていくものと思われます。



宮口 振り返れば、税収が豊かだったバブルの頃、日税連には中小企業のための減税要求団体のような性格がありました。大企業やその組織団体は政治に対する声が大きいが、中小零細企業は言いたいことを言えない。それをわれわれが代弁しよう。そういうスタンスでしたが、中小企業ということで税制上優遇されている面があることも事実です。今、時代が大きく変わりつつあり、われわれは国民の負託に応えていかなければなりません。われわれは、税の専門家です。しかも無償独占権が与えられています。たとえ無償でも、他の者がやってはならない。その意味の重さを受け止める責務があります。税は財政に直結するものですから、国の財政再建でも、税理士が本来の社会的責務を果たしていかなければなりません。三位一体の改革において、国の税務行政を、そのまま地方に持ち込むことができるのかどうか、第三者性をもって専門家たる税理士が見ていくことが大事でしょう。公共部門の税の用途については地方自治体の外部監査制度⁸ 取り組んでいかなければなりません。NPOにしても、担っていただかなくてよいところもあ

れば、NPOという形態を隠れ蓑にして収益事業を行っているところもあります。本当に非収益事業か収益事業か、そこを指導する。このあたりも従来はなかった業務ですが、内閣府や国税庁にご協力いただきながら、テキストもつくり、研修を実施したいと思っています。そのように各種研修とともに各会員が自己研鑽に励むことで今後とも、やはり「税金のことは税理士に」と望まれる資格者たり得ると確信しています。

日本税理士会連合会専務理事
宮口 定雄(みやぐち さだお)

1941年大阪市生まれ。1964年関西学院大学商学部卒業。1969年税理士登録。近畿税理士会常務理事研修部長、同常務理事制度部長、日本税理士会連合会理事、同常務理事調査研究部長、同税制審議会専門委員、同税理士制度調査会副委員長、同税理士法改正対策委員会委員、第49回・50回・51回税理士試験委員を歴任。現在、近畿税理士会副会長、近畿税理士会業務相談室相談員、関西大学大学院経済研究科客員教授、関西学院大学専門職大学院教授(就任予定)、立命館大学大学院法学研究科非常勤講師、日本税理士会連合会専務理事。

[記事の参考ホームページ]

日本税理士会連合会ホームページ
<http://www.nichizeiren.or.jp/>

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

8 外部監査制度：専門的な知識と経験を有し、独立の立場にある外部の「第三者」、公認会計士、弁護士、税理士などの資格を有する監査実務精通者が、自治体との外部監査契約に基づいて、自治体の関係機関の監査を行う制度で、包括外部監査と個別外部監査の2種類がある。監査機能の専門性・独立性を一層充実させるとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めるため、平成9年6月の地方自治法の改正により、平成11年に導入された。

**8 大法律専門職の
役員が語る**

～国民が望む法律サービスのあり方を求めて～